

介護医療院の整備に関する覚書（案）

「【令和 8 年度公募】「介護医療院（新設）」設置運営法人募集要項」（以下「募集要項」という。）に規定する介護医療院の整備について、川崎市を甲とし、●●●●●●●●●●を乙として、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（目 的）

第 1 条 この覚書は、「募集要項」に記載する介護医療院の整備に関する事項について、甲乙双方が遵守すべき事項を明確にし、円滑な整備を図ることを目的とする。

（整備事業地等）

第 2 条 乙による介護医療院の整備地は、川崎市●●●●●●●●とする。

2 介護医療院の整備地は、乙の基本財産とする。

3 介護医療院の整備地及び建物は、担保提供してはならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して担保提供する場合及び、独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して担保提供する場合はこの限りでない。

（施設の整備）

第 3 条 乙は、「募集要項」の記載事項及び乙が甲に提出した「応募書類」の内容に基づき、介護医療院の整備しなければならない。なお、「募集要項」の「決定の取消」事由に該当した場合は、設置運営法人としての資格を取り消す場合がある。

（着工及び開設時期）

第 4 条 乙は、本覚書の締結後、速やかに整備に着手すること。

2 乙は、令和 9 年度中に工事着手し、令和 11 年 4 月 1 日までに開設できるよう努めるものとする。

（乙の請求による履行期間の延長）

第 5 条 乙は、天災等その責に帰することができない理由、その他の正当な理由により令和 10 年 3 月までに開設することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数、及び延長期間中の対応等については、甲乙協議により定めるものとする。

（整備費の補助）

第 6 条 甲は、乙に対して、介護医療院の整備に要する費用の一部を補助するものとする。

（補助金の交付）

第 7 条 甲は、前条の補助金を「川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱」に基づき、乙に交付するものとする。

(報 告)

第8条 乙は、甲に対して工事の進捗状況及び関係機関との協議の状況等を原則毎月報告しなければならない。

その他、甲は、必要に応じ整備に関する事項について乙に報告を求めることができる。その場合、乙は、速やかに甲に報告しなければならない。

(工事契約等の手続き)

第9条 乙は、介護医療院の整備に係る入札及び契約を、「川崎市契約規則」(昭和39年4月1日規則第28号)を参考に、適正に執行するよう努めなければならない。また、入札に当たっては条件等について甲に報告すると共に、甲職員立会いのもと行わなければならない。

(説明責任等)

第10条 乙は、地域と良好な関係を構築できるよう、地元自治会等と必要な協議、調整を行うとともに、近隣への日照、騒音等の環境面に配慮しなければならない。また、地元自治会等への事前説明・調整・紛争等の解決については、乙の責任において、誠意をもって対応するものとする。

(その他)

第11条 この覚書に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため覚書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 川 崎 市

川崎市長 福 田 紀 彦

乙 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●● ●●●●●●
●●● ● ● ● ●